

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

第15回会合 議事要旨

平成24年8月7日

1 日時 平成24年8月7日（火）10:30～12:30

2 場所 総務省10階 総務省第1会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

岡村構成員、桑子構成員、長田構成員、野原構成員、藤原構成員、堀部構成員（座長）、
松本構成員

（欠席：相田構成員（座長代理）、木村構成員、清原構成員、國領構成員、別所構成員）

○総務省

森田総務大臣政務官、

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、

安藤総合通信基盤局電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策
課長、斎藤データ通信課長、

玉田消費者行政課長、小川消費者行政課企画官、鎌田消費者行政課課長補佐、奥田消
費者行政課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）森田総務大臣政務官挨拶

（3）議題

（ア）スマートフォン プライバシー イニシアティブ（案）のパブリックコメントの
結果及び提言取りまとめについて

（イ）その他

（4）閉会

5 議事要旨

（1）森田総務大臣政務官挨拶

・スマートフォンをめぐり、多様なサービスが展開される中で、我が国の経済成長のエ

ンジンとしても期待されているところ、他方、本日の会議でも公表する資料にもあるとおり、スマートフォンをめぐる総務省への相談や苦情は増加しており、新たな課題への対応を余儀なくされている。

こうした中で、スマートフォンのさらなる普及のためには、本研究会でご議論いただいた中身である、各事業者等が利用者情報を適正に取り扱っていくことはもちろん、利用者にとっては、安全な環境をつくるということが大変重要なことである。あわせて関係者が連携して、利用者リテラシーの向上を図っていき、さらにこれをグローバルに展開していくことが極めて重要な課題と認識している。本日のご議論を得て報告書が固まることを大変期待しており、私ども総務省としましても、これを受けて総通局などを起点として、地域のコーディネーター的役割を期待するとともに、草の根レベルでの研修会やリテラシー向上にも努めてまいりたい。

また同時に、今回の報告書は、スマートフォンのプライバシー問題に関しては世界最先端の内容が盛り込まれていると確信しているところ、これらの報告書をベースに、積極的に議論してまいりたい。今後ともご指導を賜りたい。本日も闊達なご議論をいただきまして、報告書を仕上げさせていただくよう進めてもらいたい。

(2)「スマートフォン プライバシー イニシアティブ (案)」のパブリックコメントで寄せられた意見及びそれに対する考え方について

- ・資料1-1から資料1-3に基づき、事務局より説明を行い、意見交換を行った。主なやりとりは以下のとおり。

(松本構成員)

- ・報告書10ページに「スマートフォンにおける利用者情報の例」として第三者の情報というのが挙がっており、スマートフォンの電話帳データ、つまり当該スマートフォン契約者の友人の名前・電話番号・メールアドレスといったものについて、これが個人情報の問題なのか、プライバシーの問題なのかという点と、当該スマートフォン利用者の個人情報あるいはプライバシーの問題なのか、それともそこに名前が挙げられている第三者の個人情報あるいはプライバシーの問題なのかという点について、前回の議論で混乱が生じた。
- ・ここでは整理の仕方としては、利用者の個人情報ではなくて、第三者の情報であるという整理がなされたが、例えば61ページの「同意取得等を要する利用者情報の取扱

い」というところでは、第三者の情報についても、スマートフォンの契約者の同意があれば取得できるとしており、つまりそれはプライバシーの問題だから、利用者としてプライバシーを放棄したければしてもいいという理由である。しかし第三者の個人情報の側面もあるから、利用者の同意だけではその利用者の責任を免れない場合もあるということが注6で書いてある。ということは、第三者に関する情報は、利用者の個人情報ではないが、利用者のプライバシーにかかわる問題があるので、利用者の同意が必要。ただし、第三者の個人情報でもあるので、その第三者の個人情報を無断で事業者等に提供することに伴う、スマートフォン利用者個人の責任の問題が発生するおそれがあると、こういう整理でよいか。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり。基本的に電話帳については、電話帳そのものも、利用者の方にとっても非常に大事な情報であり、個別に同意の取得が必要である。スマートフォン利用者は個人の場合が大半であり、その場合には、個人情報取扱事業者ではないので、個人情報保護法上の第三者提供の同意が求められるわけではないが、そういう潜在的な問題はあるということで、この注釈を書かせていただいた。

(岡村構成員)

- ・資料1-3の4ページの下の2(1)の産総研の意見について、おそらく産総研が言いたいのは、例えばPCの場合にはソフトの使用、あるいは利用許諾ということについて、権限をOSベンダーがユーザーに対して与える、パーミッションを与えるものだということに対して、スマホの場合には全く逆の話で、個人情報などの利用をユーザーがOSベンダーとかアプリベンダーに対して与えるという逆方向の同意、あるいは許諾となるということを指摘をしたいのではないか。そうするとPCのソフトでいうところの利用許諾とは全く中身が違うものなので、これまでの利用許諾という従来の概念を使うと混乱をもたらすということを指摘しているご意見だと理解。

そうすると、このご意見に対する考え方ということで書かれている点は、若干、角度が食い違った回答になっている気がする。むしろ、パーミッションの方向性、だれがだれにパーミッションを与えるのかということが、通常のアプリケーションのライセンスの場合と反対方向であるということ前提としなければならないことと、その場合に同じ利用、または使用許諾という言葉を使うよりは、どちらかという個人情報あるいはプライバシー系の同意の概念、これは人格権が中心であるので、本文の記

載自体を変える必要はないが、ここではプライバシーとかそういうものに対するパーミッション、つまり同意の意味で使っていますという書き方をするほうが素直ではないかという気がした次第。

(事務局)

- ・ご指摘のとおり。ここではあくまでもOSが利用者情報にアクセスするために取得するパーミッションという意味で使用。従来のソフトウェア利用許諾の場合との違いを十分認識していることについて、「考え方」においても明確に記載し、誤解がないような形でさせていただく。

(藤原構成員)

- ・確認をさせていただきたいが、60ページの「利用目的の特定・明示」というところで2つ目の矢印に関しては「利用者のエクスペリエンスの向上」等の記載のみでは不十分と書いてあり、その次の矢印では広告配信・表示やマーケティング目的のために利用者情報の取得を行う場合には、その旨の目的を明示すると書いてあるが、具体的には、それでは今後あなたに有益な広告を配信するから、あなたの情報を取得してよろしいかと明示すればいいのか、もっと具体的に明示すべきなのか。全体を通して、抽象論の場合と、具体性がある場合と幾つかあるが、その具体性がある項目ですら、すごくカテゴリカルな書き方で具体的に書いていない。このためどのようにでも読めてしまうところがあって、ホームページに載った途端に、複数の解釈が可能になるという可能性もあるかと思うがいかがか。

(事務局)

- ・現在、例えば情報収集モジュールなどが入っていて、利用者情報を取得し広告目的に使っているにもかかわらず、そもそもそのような説明が全くなされてないようなアプリケーションも多く存在する。その場合は少なくともこのような記載が必要ではないかということの指針として示したものである。これで十分かということ、もちろんさらに詳細に書いていくことも考えられ、詳細な書き方については、業界のガイドラインなどにおいて、より精緻に検討されていくことが期待されるもの。

(藤原構成員)

- ・現時点では業界に自主的な判断をゆだねるということか。

(事務局)

- ・この提言においては、どのような目的のために使うのかを少なくとも明示し透明性を

高めるべきであるということを記載しており、目的を書く際の個別の文言や表現振りについて、直ちに定めることは考えていない。

(藤原構成員)

- ・そういう枠組みであることは理解するが、それで十分であるかどうかという議論は、またいずれ必要となる。現在出回っている、プライバシーではないが、個人情報保護ガイドラインの中の具体例にはカテゴリカルに広告配信というのは不十分との記載のあるものがある。ある省庁のものにはそう書いてあるので、業界はその辺の整合性について悩むのではないか。

本報告書が現時点でのベースラインになるものということは理解するし、今まで明示なくやりたい放題だったのはだめだというのはよくわかるが、今後早急に、本報告書を各省横断的に、スペシフィックな書き方なり、明示の仕方としてもう少し議論する必要があるかと思う。

既に本報告書よりも厳しい具体例として提示しているペーパーも出回っていて数年たっているのだから、それを見た人が本報告書を見ると、今度は緩くなったのかと、明示さえしておけばいいと思う可能性もある。反して、例えば、利用者のエクスペリエンスの向上のためというのと、漠とした広告配信やマーケティング目的というのは立場が異なる。広告を打つほうから、マーケティングに利用したいと思っている人からの立場と、利用者のエクスペリエンスを向上させるためにというように、立場は異なるかもしれないが、基本的には同じようなことを言っているように聞こえなくもない。

このあたりの議論はまだ決して十分ではなくて、これをそのまま業界団体が受けたとしたら、ものすごく大きな混乱が起こる可能性があるのではないかと懸念を懸念。

(事務局)

- ・ご発言のあったとおり、この報告書の指針は、一般の個人のアプリケーション提供者の方々にもごらんいただいて、このラインで仕事をしていただければ、ひとまずはユーザーとの関係でも安心いただけるであろうというラインを示したものの。あわせて業界のほうでこれに加えて、さらに事情を踏まえた形でのものを策定していただくことは大変歓迎されるべきことであり、そういう意味でも、私どもも広告業界さんをはじめとしまして、あるいは経済産業省さんの関係の団体等に、今、ご説明をさせていただいておるところである。そういう意味では、そこに混乱のないように十分取り計ら

ってまいりたい。

(藤原構成員)

- ・今、図らずも業界団体と、それから経済産業省とおっしゃったが、アプリを開発している人達はそれ以外の人も多数存在する。例えば、業界団体に入っていない海外のアプリ提供者、あるいはそういうことにあまり明るくない新進のアプリ開発者が一夜にして業者になることができるが、そういうときに、ボトムラインとしての指針だけでは甚だ不安である。むしろスペシフィックな議論を、どこでどのようにして進めていくかということが今後の課題として一番大きく挙げる必要があるのではないか。
- ・であるので、ホームページで公表する際にも、現時点ではここまで議論が進んだということで、業界団体も歩みをともしてもらおうように要請しているということによいと思うが、今後早急にそのあたりの議論を進めていくということ、ホームページに掲載されたところと同じ画面で記載していただけないか。

(事務局)

- ・ご意見感謝。実際、これまでご説明をいろいろな団体にさせていただいている中で、特にモバイルコンテンツを扱われるような団体等は非常に熱心にご議論いただけると承知。そういったところを中心にしまして、関係団体でどんどん議論いただけるようなことが、今後必要となってくると思っている。まさにご指摘をいただいたとおりである。そういう意味で、ホームページには報道資料がそのまま報告書としてしか出せないが、このような動きの中で、私どもとしても業界団体のほうに積極的に働きかけていきたい。

(桑子構成員)

- ・私も通信業界の業界団体の立場のこれまでの経験を踏まえて、コメントすると、報告書全体としては非常によくまとまっていると思う。スマホの今後の利活用において大いに活用いただける資料と考えている。今、藤原委員がおっしゃった件については、やはり先ほども該当の部分で、業界団体が今後ガイドライン等を検討するに際して、より具体的な記述が必要であるということは、はっきり盛り込んでもよいかと考える。
- ・これまでの経験等を踏まえて考えると、今回の取組については、アプリケーション提供事業者を含めて、非常にいろいろな事業者、業界としてもほんとうに複数の業界にまたがっている取組になるわけで、具体的にここにある指針を各業界、事業者ごとにガイドライン化していくことに関しては、実際のところは難しいところがあるだろう。

特に、アプリの提供事業者については先ほどのお話にもございましたとおり、ほとんど個人のレベルを含めて、今、非常に増えているのが実態と考えられるので、そうした事業者の方々をどのように取り組んでいくのか、参加させていくのか、周知していくのかということを検討しなければいけないと思う。ただ、この問題については、基本的には民間主体で進める話でもあり、なかなか難しいところがあると思うが、その辺の取組についての総務省としての現時点でのお考えがもしあったらお願いしたい。

(事務局)

- ・こちらの「スマートフォン利用者情報取扱指針」については、ご議論いただいてこういう形でまとまりつつあるところ、まさにこの実効性を上げるというのが大事であるので、また自主的な取組によって進められるものであるもので、業界団体の方々のいろいろご検討が進むようにこちらとしても期待しており、必要な対応をしていきたい。

(岡村構成員)

- ・今お二人の構成員の方がおっしゃった点は、私も大変重要なことだと考えているので、可能ならば、目的を明示する等々のところに「適正に」と入れていただくというのも1つの方法だと思うし、あるいは、「そうした業界団体などの取組で具体化されていくことが重要である」的なことを、注などで添え書きをしていただくのも1つの方法かと思うので、そういうご検討をお願いできればと思う。

(事務局)

- ・ご指摘感謝。「適正に」という表現等を考慮したい。後段の部分は、例えば57ページをごらんいただきますと、本指針の適用対象という(2)の中でお示しをしているのは、その3パラ目、「とりわけ、アプリケーション提供者は、大企業からベンチャー企業、個人に至るまで多様であり、業界団体に加入していない者も多い。本指針は、このような者も含め、関係事業者等が直接参照して適切な対応を行うことができるためのもので提示されている。もとより、各業界団体が業界の実情を踏まえ、追加的な事項を盛り込む等してガイドライン等を作ることも期待される」と記載させていただいているので、この点も強調させていただきながら、関係団体のほうにご説明させていただきたいと思うが、いかがか。

(長田構成員)

- ・83ページに関係者の取組状況に関するフォローアップが書かれていて、一定期間の後こういう場や、その他関係省庁の各種会合等でもフォローアップしますというこ

とが書いてあるが、これは何か通り一遍の書き方で、もう少しここを具体的に膨らませて、各事業者や皆さんのところでもうちょっと自分たち仕様にガイドライン化されていくのを、きちんと注視して、意見も言っていくというのを書いていただくのがいいのではないか。

(事務局)

- ・今、ご指摘いただきました83ページのところは、第6章のフォローアップということで、利用者の方々に対するリテラシー向上などのための情報提供・周知啓発のところのフォローアップというところ。フォローアップについて書いている部分は、実は2カ所あり、第5章のところのフォローアップについては、68ページに関係者の取組状況に関するフォローアップということで、また別途記載を設けさせていただいている。こちらについては、客観的なデータも含めて把握に努め、将来に向けた対応のあり方について状況を把握して必要に応じ検討を行うという形でより丁寧な記載をさせていただいている。

(座長)

- ・若干、修文のご意見もあったが、それらについては事務局と相談の上、必要な修正を行った上で公表ということにさせていただきたいと思うが、その修文につきましては、座長一任ということで引き取らせていただきたいと思います存じますが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

(座長)

- ・それでは、そのようなことで若干修文の上、公表することとしたい。
- ・この「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」はワーキンググループで大変熱心に取り組んでいただき、こういう形でまとめることができた。スマートフォンは改めて言うまでもなく、ある意味で発展途上にありまして、今後、どのようにどんなアプリが出てくるかということも、なかなか予測しがたいところであるので、現時点においてこういう形でまとめて、さらに今後いろいろな問題が出てくれば、それに応じて対応していくということになろうかと思う。この「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」という形でまとめまして、本文の中にも諸外国の議論の例なども出ているが、おそらく日本でこういう形でまとまったということは、グローバルな視点から見ても大変な意味を持っているものと思う。これが海外との関係でいろいろ議論をしながら、日本としてまさにイニシアティブを発揮して、この問題で、世界

といろいろ検討する中で、さらによりよいものにしていくということになるかと思う。

- ・この方針をまとめるに当たり、ワーキンググループで大変熱心にご議論にいただき、また、事務局で資料なども豊富なものを用意していただき、こういう形でまとめることができた。この場を借りて、ワーキンググループ、事務局に改めて御礼申し上げたい。

(3) 平成23年度の電気通信サービスに苦情・相談の概要について

- ・資料2に基づき、事務局より説明を行った。(特段の質問、意見等なし。)

(4) 迷惑メール対策に関する周知啓発ツールについて

- ・資料3に基づき、事務局より説明を行った。(特段の質問、意見等なし。)

(5) その他

次回の第16回会合につきましては、別途事務局から連絡。

以上